

令 2 消防保安第 1 2 9 号  
令和 2 年(2020年) 4 月 1 3 日

一般社団法人 山口県LPガス協会  
会 長 服 部 典 之 様

山口県総務部消防保安課

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた液石法に係る措置に  
ついて（通知）**

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、液石法施行規則で規定する期間（消費設備・供給設備の調査・点検及び周知、充てん設備の保安検査、液化石油ガス販売事業者の事業報告義務）について、別添のとおり延長措置が講じられました。

また、法令で講習の受講が義務付けられている業務主任者等におかれては、現時点では法定講習の延期により、受講期限の延長措置等が講じられています。

本県としても、感染拡大の防止に全力で取り組んでいるところでありますが、これらの措置を活用することにより、感染拡大の防止に一定の効果が期待できると考えております。

つきましては、当該措置の趣旨及び内容を会員事業所に周知されるとともに、延長措置の内容等を踏まえ、会合、講習会等についての感染防止対策にご協力いただき、今後も引き続き本件に係る最新の情報を把握して頂きますようお願いいたします。

消 防 保 安 課 産 業 保 安 班 担当：梅迫・落合 TEL：083-933-2374
--